

第763号
平成30年2月

天理市公報

発行 天理市
編集 総務部総務課

目次

条 例	番号	頁数			
・天理市立公民館条例及び天理市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例	1	2			
規 則	番号	頁数			
・天理市公報発行規則の一部を改正する規則	1	2			
告 示	番号	頁数			
・放置自転車等の保管について	5	2	・公示送達について	30	11
・地縁による団体の告示事項の変更について	6	3	・放置自転車等の保管について	31	12
・公示送達について	7	3	・放置自転車等の保管について	32	12
・放置自転車等の保管について	8	3	・放置自転車等の保管について	33	13
・放置自転車等の保管について	9	4	・放置自転車等の保管について	34	13
・放置自転車等の保管について	10	4	・放置自転車等の保管について	35	13
・放置自転車等の保管について	11	5	・天理市流域関連公共下水道の事業計画の変更について	36	14
・放置自転車等の保管について	12	5	・放置自転車等の保管について	37	14
・地縁による団体の告示事項の変更について	13	5	・放置自転車等の保管について	38	15
・地縁による団体の告示事項の変更について	14	5	・放置自転車等の保管について	39	15
・放置自転車等の保管について	15	6	・公示送達について	40	15
・放置自転車等の保管について	16	7	・公示送達について	41	16
・放置自転車等の保管について	17	7	・公示送達について	42	16
・放置自転車等の保管について	19	7	・放置自転車等の保管について	43	16
・地縁による団体の告示事項の変更について	20	8			
・放置自転車等の保管について	21	8	公 告	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	22	8	・市有財産売払公告について	3	17
・放置自転車等の保管について	23	9	・農業振興地域整備計画の変更について	4	19
・地縁による団体の告示事項の変更について	24	9	・農業振興地域整備計画の変更について	5	19
・放置自転車等の保管について	25	10	・大和都市計画地区計画の変更について	6	19
・自動車臨時運行許可番号の失効について	26	10	・天理市森林整備計画について	7	20
・放置自転車等の保管について	27	10	・農用地利用集積計画について	8	20
・放置自転車等の保管について	28	11			
・放置自転車等の保管について	29	11	教育委員会	番号	頁数
			・定例教育委員会の招集について	1	20
			農業委員会	番号	頁数
			・農業委員会の招集について	1	20
			公営企業	番号	頁数
			・天理市水道水源保護条例施行規程の一部改正について	1	20
			・一般競争入札について【公告】	1	22
			・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	2	25
			・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	3	25
			・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	1	25

- 天理市指定給水装置工事事業者の指
定について【告示】

2 25

条 例

(平成30年2月1日揭示済)

天理市立公民館条例及び天理市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月1日

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

天理市立公民館条例及び天理市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例

(天理市立公民館条例の一部改正)

第1条 天理市立公民館条例(昭和61年3月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「天理市田部町320番地」を「天理市田部町449番地2」に、「天理市福住町2025番地」を「天理市福住町2025番地1」に、「天理市山田町1548番地」を「天理市山田町1537番地2」に改める。

(天理市埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第2条 天理市埋蔵文化財センター条例(平成15年12月天理市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「天理市田部町320番地」を「天理市田部町441番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成30年1月9日揭示済)

天理市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月9日

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市公報発行規則の一部を改正する規則

天理市公報発行規則(平成12年9月天理市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「登載事項」の次に「及び順序」を加え、同条に次の1項を加える。

2 登載事項の順序は、次のとおりとする。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会
- (3) 農業委員会
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 公平委員会
- (6) 監査委員
- (7) 議会
- (8) 固定資産評価審査委員会
- (9) 公営企業
- (10) その他市長が必要と認める事項

第3条の見出しを「(発行)」に改め、同条中「毎月10日」を「毎年4月、7月、10月及び翌年1月」に改める。

第4条中「公報発行の日の5日前までに」を削り、同条ただし書を削る。

第5条の見出し中「取捨、順序等」を「編集」に改め、同条中「取捨、順序等」を「編集」に、「記事」を「登載事項」に、「分量その他」を「及び分量並びに個人に関する情報等」に改める。

第6条第1項中「、その他市の施設」を「及び図書館」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、市長は、インターネットの利用により、公報を閲覧に供することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成30年1月9日揭示済)

天理市告示第5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成30年 1 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 1 月 9 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1 月 9 日から平成30年 3 月 9 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成30年 1 月 9 日揭示済）

天理市告示第 6 号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。
平成30年 1 月 10 日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市岸田町464番地 冬 木 文 祥
変更後 代表者 天理市岸田町719番地 辻 彰
変更年月日 平成30年 1 月 7 日

（平成30年 1 月 10 日揭示済）

天理市告示第 7 号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 1 月 10 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成30年 1 月 10 日揭示済）

天理市告示第 8 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 10 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月10日から平成30年 3月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月10日 掲示済)

天理市告示第9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月10日
 - 3 移動対象区域
天理市東井戸堂町207番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月10日から平成30年 3月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月11日 掲示済)

天理市告示第10号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 1月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1 月 11 日から平成30年 3 月 11 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1 月 12 日 掲 示 済)

天理市告示第11号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 12 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 1 月 10 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1 月 12 日から平成30年 3 月 12 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1 月 15 日 掲 示 済)

天理市告示第12号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 15 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成30年 1 月 15 日

3 移動対象区域

天理市三島町405番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1 月 15 日から平成30年 3 月 15 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1 月 15 日 掲 示 済)

天理市告示第13号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定により、東井戸堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届

出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。
平成30年 1月15日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市東井戸堂町67番地 南 史 郎
変更後 代表者 天理市東井戸堂町316番地 福 井 満
変更年月日 平成30年 1月14日

(平成30年 1月15日 揭示済)

天理市告示第14号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、佐保庄町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。
平成30年 1月15日

天理市長 並 河 健

変更する告示事項 目的の追加・修正、区域の変更

変更内容

(変更前)

第1条(目的)

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- ・美化・清掃等区域内の環境の整備
- ・集会施設の維持管理

第3条(区域)

本会の区域は、天理市佐保庄町1番地から649番地と三昧田町279番1、279番2、288番1、乙木町148番2、兵庫町95番1～100番2までの区域とする。

(変更後)

第1条(目的)

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- ・美化・清掃等区域内の環境の整備
- ・防災・防犯対応及び社会福祉の高揚施策の実施
- ・素戔鳴神社等の祭礼行事の実施
- ・保有資産の維持管理

第3条(区域)

本会の区域は、天理市佐保庄町1番地から649番地と三昧田町288番1、乙木町148番2、兵庫町95番1～100番2までの区域とする。

附 則

この規約は、許可のあった平成30年1月15日から施行する。

規約変更認可年月日 平成30年1月15日

(平成30年 1月16日 揭示済)

天理市告示第15号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 1月16日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間

平成30年 1月16日から平成30年 3月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1月16日 掲示済)

天理市告示第16号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成30年 1月16日

3 移動対象区域

天理市田井庄町6 4 4番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1月16日から平成30年 3月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1月17日 掲示済)

天理市告示第17号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 1月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1月17日から平成30年 3月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1月18日 掲示済)

天理市告示第19号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。

平成30年 1月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月18日から平成30年 3月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月18日 掲示済)

天理市告示第20号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、新泉町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年 1月18日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市新泉町481番地	八 田 定 夫
変更後	代表者	天理市新泉町29番地20	富 澤 喜代志
変更年月日		平成30年 1月13日	

(平成30年 1月19日 掲示済)

天理市告示第21号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月19日から平成30年 3月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月19日 掲示済)

天理市告示第22号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1 月19日
 - 3 移動対象区域
天理市富堂町49番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1 月19日から平成30年 3 月19日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1 月22日揭示済)

天理市告示第23号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1 月22日から平成30年 3 月22日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1 月22日揭示済)

天理市告示第24号

地方自治法第2 6 0条の 2 第11項の規定により、小路町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成30年 1 月22日

天理市長 並 河 健

変更前

主たる事務所

天理市小路町2 6 7番地

代表者 天理市小路町2 6 7番地

堀 内 晃

変更後

主たる事務所

天理市小路町2 8 9番地 1

代表者 天理市小路町2 8 9番地 1

中西正幸

変更年月日 平成30年 1月14日

(平成30年 1月23日 掲示済)

天理市告示第25号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月23日から平成30年 3月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月23日 掲示済)

天理市告示第26号

次の自動車臨時運行許可標識番号標は失効をしたので告示する。

平成30年 1月23日

天理市長 並 河 健

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効取消年月日	失効取消理由	備考
奈22-03	平成30年11月23日	返納意思なし	
奈21-76		返納意思なし	
奈21-85		返納意思なし	
奈21-73		返納意思なし	
奈21-91		居所不明のため	
奈21-95		紛失のため	
奈21-71		破損のため	
奈18-72		破損のため	

(平成30年 1月24日 掲示済)

天理市告示第27号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 1月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1 月 24 日から平成30年 3 月 24 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1 月 24 日 揭示済)

天理市告示第28号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 24 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 1 月 24 日

3 移動対象区域

天理市川原城町7 3 1 番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1 番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1 月 24 日から平成30年 3 月 24 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1 月 25 日 揭示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 25 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年 1 月 25 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町6 7 1 番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年 1 月 25 日から平成30年 3 月 25 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年 1 月 26 日 揭示済)

天理市告示第30号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 1月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成30年 1月26日 掲示済）

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1） 返還期間
平成30年 1月26日から平成30年 3月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1月 3日を除く。）
 - （2） 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成30年 1月29日 掲示済）

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - （1） 返還期間
平成30年 1月29日から平成30年 3月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1月 3日を除く。）
 - （2） 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

(平成30年 1月29日 掲示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月29日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町2 4 9番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月29日から平成30年 3月29日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月30日 掲示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1月30日から平成30年 3月30日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1月31日 掲示済)

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成30年 1 月 31 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1 月 31 日から平成30年 3 月 31 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 2 月 1 日 掲示済)

天理市告示第36号

天理市流域関連公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

平成30年 2 月 1 日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る事業計画の種類及び名称
天理市流域関連公共下水道
2. 変更に係る予定処理区域
天理市
櫛本町・蔵之庄町・中之庄町・森本町・杣之内町・喜殿町・小田中町・杉本町・富堂町・平等坊町・南六条町・合場町・九条町・西井戸堂町・東井戸堂町・備前町・吉田町・乙木町・萱生町・岸田町・佐保庄町・三昧田町・成願寺町・永原町・中山町・長柄町・新泉町・福知堂町・庵治町・二階堂北菅田町・二階堂南菅田町・海知町・遠田町・檜垣町・柳本町
3. 工事着手の年月日
昭和43年 9 月 20 日
4. 変更に係る工事の完成予定年月日
平成37年 3 月 31 日
5. 縦覧場所
天理市上下水道局下水道課
6. 縦覧期間
平成30年 2 月 1 日～平成30年 2 月 15 日
7. 意見書の提出要領
この事業計画案について、意見書を提出しようとする者は、本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書 1 通を天理市長宛として平成30年 2 月 15 日までに上下水道局下水道課へ提出して下さい。

(平成30年 2 月 1 日 掲示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成30年 2 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成30年 2 月 1 日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 2 月 1 日から平成30年 7 月 31 日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 2月 1日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 2月 1日から平成30年 4月 1日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成30年 2月 2日 掲示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2月 2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 2月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 2月 2日から平成30年 4月 2日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成30年 2月 5日 掲示済)

天理市告示第40号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年 7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 2 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 2 月 5 日 掲示済)

天理市告示第41号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 2 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 2 月 5 日 掲示済)

天理市告示第42号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 2 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 2 月 5 日 掲示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 2 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 2 月 5 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間

平成30年 2 月 5 日から平成30年 4 月 5 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日~翌年の1月3日を除く。)

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

公 告

(平成30年 1 月15日 掲示済)

天理市公告第 3 号

市有財産売払公告

市有財産（物品）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年 1 月15日

天理市長 並 河 健

1 一般競争入札に付する物件

以下の物件を入札に付し、売り払う。

【動産：車両】

物件番号 (区分番号)	物件名称	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車両 2 9 - 1	☆平成14年式パッカー車「ニッサンディーゼル」 【走行距離 約140,000km】	100,000	10,000
車両 2 9 - 2	※不動車☆平成16年式パッカー車「ニッサンディーゼル」【走行距離 93,004km】	1,000	100
車両 2 9 - 3	☆平成18年式パッカー車「ニッサンディーゼル」 【走行距離 約114,851km】	300,000	30,000
車両 2 9 - 4	☆平成12年式消防ポンプ車【走行距離 7,886km】	500,000	50,000

※予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）とは、あらかじめ天理市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 天理市が定める天理市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるYahoo!オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができる者であること。
- (7) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
- (8) 「3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。
- (9) 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する天理市職員でないこと。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続

一般競争入札に参加しようとする者は、平成30年 1 月15日（月）午後1時から平成30年 2 月 2 日（金）午後2時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込み手続を行うこと。

(2) 本申込み手続

参加申込み（本申込み）は、(1)により仮申込み手続を完了した後、平成30年 2 月 2 日（金）までに所定の申込書に必要書類を添付し、天理市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。（郵送の場合は、平成30年 2 月 2 日（金）までの消印を有効とする。）

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課総務係

(2) 期 間

平成30年 1月15日（月）午後1時から平成30年 2月 2日（金）午後2時まで

- 5 入札説明書（市ガイドライン）を交付する場所及び期間
4の（1）及び（2）に同じ。
- 6 下見
事前に連絡すれば、物件を下見することができる。
なお、車両ごとに場所及び日時が異なるので注意すること。
 - （1） 車両 29-1、車両 29-2、車両 29-3
ア 場 所 奈良県天理市嘉幡町180番地 天理市環境クリーンセンター
イ 日 時 平成30年 1月29日（月）から平成30年1月31日（水）まで
午前9時から午後4時
 - （2） 車両 29-4
ア 場 所 奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所
イ 日 時 平成30年 2月 1日（木）から平成30年 2月 2日（金）まで
午前9時から午後4時まで

※連絡先 天理市総務部総務課総務係
電話番号 0743-63-1001
メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

※入札物件を下見して確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。
- 7 一般競争入札等の場所及び期間
 - （1） 場 所
公有財産売却システム上
 - （2） 入札期間
平成30年 2月19日（月）午後1時から平成30年 2月26日（月）午後1時まで
 - （3） 開 札
平成30年 2月26日（月）午後1時から
- 8 入札の方法
 - （1） 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
 - （2） 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。
- 9 入札保証金に関する事項
 - （1） 入札に参加しようとする者は、天理市が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。
 - （2） 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
 - （3） 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。（申出により契約保証金に充当する場合を除く。）
 - （4） 落札者が、天理市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は天理市に帰属する。
- 10 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - （1） 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - （2） 虚偽の申請を行った者のした入札
 - （3） 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札
- 11 落札者の決定の方法
入札期間終了後、天理市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。
- 12 契約の締結
 - （1） 落札者は、平成30年 3月 5日（月）午後5時までに、天理市が定めた契約保証金（予定価格の100分の10）を納付のうえ契約を締結しなければならない。
- 13 売払代金の納入
契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を平成30年 3月12日（月）午後2時30分までに天理市が指定する口座への銀行振込（振込手数料等は落札者の負担とする。）により一括納入しなければならない。

14 落札した売払物件の引渡しの期限及び場所

売払代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま天理市が指定する場所において直接引き渡す。

- (1) 期 限 天理市が指定する日時まで
- (2) 場 所 上記6に掲げる場所

15 その他

- (1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 落札者が売払代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。
- (3) 天理市は瑕疵担保責任を負わない。
- (4) 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。
- (5) 契約書作成の可否については、作成を要する。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地
天理市総務部総務課総務係
電話番号 0743-63-1001
メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

(平成30年 1月16日 揭示済)

天理市公告第4号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月16日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成30年 1月22日 揭示済)

天理市公告第5号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月22日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成30年 2月 1日 揭示済)

天理市公告第6号

大和都市計画地区計画を変更するため、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成3年3月20日天理市条例第11号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の変更の原案を公衆の縦覧に供する。

平成30年 2月 1日

天理市長 並 河 健

1. 地区計画等の種類

地区計画

2. 地区計画の名称

大和都市計画地区計画（遠田地区）

3. 地区計画の位置

天理市遠田町の一部

4. 地区計画の区域

別添図面のとおり

5. 地区計画の面積

約4.0ha

6. 縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部まちづくり計画課

7. 地区計画の原案の縦覧期間

平成30年 2 月 1 日から平成30年 2 月15日まで

8. 地区計画の変更の原案に対する意見書の提出方法

この地区計画の変更の原案について意見書を提出しようとする者は、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成 3 年 3 月20日天理市規則第 9 号）第 2 条に規定する意見書に、住所、氏名、電話番号、本地区計画の名称、権利を有する土地の所在、権利の種類及びその面積を記載し押印したうえで、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、権利を有する土地の付近見取り図を添えて、天理市建設部まちづくり計画課に平成30年 2 月22日までに必着するよう提出すること。

(平成30年 2 月 1 日揭示済)

天理市公告第 7 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により天理市森林計画を立てたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、天理市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、天理市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成30年 2 月 1 日

天理市長 並 河 健

1 縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課

2 縦覧期間

自 平成30年 2 月 1 日

至 平成30年 3 月 2 日

(平成30年 2 月 1 日揭示済)

天理市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年 2 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成30年 1 月16日揭示済)

天教告示第 1 号

平成30年 1 月18日午後 2 時から 1 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 1 月16日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成30年 1 月30日揭示済)

天農委告示第 1 号

平成30年 2 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 1 月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第 4 号 農用地利用配分計画について

議案第 5 号 別断面積（下限面積）の検討について

議案第 6 号 天理市農業振興地域整備計画の変更について

議案第 7 号 その他

①市街化区域の専決処分について（報告）

②相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況の確認について

公営企業

(平成30年 2月 1日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第 1 号

天理市水道水源保護条例施行規程 (平成14年 6月 天理市水道局管理規程第 6号) の一部を次のように改正する。

平成30年 1月 20日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

別表農薬に係る排水基準の項を次のように改める。

農薬に係る排水基準	殺虫剤	イソキサチオン	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針 (平成29年 3月 9日 環水大土発第1703091号) による。
		クロルピリホス	
		ダイアジノン	
		チオジカルブ	
		トリクロロホン (DEP)	
		フェニトロチオン (MEP)	
		ペルメトリン	
		ベンスルタップ	
	殺菌剤	イプロジオン	
		イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	
		オキシ銅又は有機銅	
		キャプタン	
		クロタロニル (TPN)	
		ジフェノコナゾール	
		シプロコナゾール	
		チウラム (チラム)	
		チオファネートメチル	
		チフルザミド	
		テトラコナゾール	
		トリフルミゾール	
		トルクロホスメチル	
		バリダマイシン	
		ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	
		プロピコナゾール	
		ベノミル	
		ボスカリド	
	ホセチル		
	除草剤	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	
		エトキシスルフロン	
		シクロスルフアムロン	
		シマジン (CAT)	
		トリクロピル	
		ナプロバミド	
		フラザスルフロン	
		プロピザミド	
		ベンフルラリン又はベスロジン	
		MCPA イソプロピルアミン塩及びMCPA ナトリウム塩	
	植物成長調整剤	トリネキサパックエチル	

附 則

この規程は、平成30年 1月 25日から施行する。

(平成30年 1月22日 掲示済)

天理市上下水道局公告第1号
一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。
平成30年 1月22日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 長寿命化対策 管路施設改築更新及び修繕工事（その4）
 (2) 工事場所 天理市田井庄町外
 (3) 工事概要 工事延長 L = 555.7m
 管路更生工 φ200mm L = 41.4m
 管路更生工 φ250mm L = 276.7m
 管路更生工 φ450mm L = 84.1m
 管路更生工 φ600mm L = 98.1m
 管路布設替工 VU φ200mm L = 55.4m
 マンホール蓋取替工 N = 20箇所
 管路清掃工 L = 500.3m
 マンホール修繕工 N = 2箇所
 付帯工 N = 1式
 (4) 工期 平成30年 3月30日まで
 (5) 予定価格 64,846,440円
 （消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
 (6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定に限る。）について受けている者であること。
 ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 ④ 局が平成29年 7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
 (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
 (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 名称 (株) シードコンサルタント
 所在地 奈良県奈良市芝辻町 2-10-6

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

第4 入札説明書の交付

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

(1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。

① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 公開場所 第3に同じ。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

(1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。

① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。

③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 送 付 先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留

天理市上下水道局 総務経営課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。

(3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。た

だし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

(4) 落札候補者については、次によるものとする。

- ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。
- ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
- ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

長寿命化対策 管路施設改築更新及び修繕工事（その4）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年 1 月22日（月）から 平成30年 1 月29日（月）まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年 1 月22日（月）から 平成30年 1 月29日（月）まで
質問書の提出期限日	平成30年 2 月 2 日（金）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成30年 2 月 6 日（火）
質問書への回答日	平成30年 2 月 6 日（火）
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成30年 2 月 9 日（金）
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成30年 2 月13日（火）
入札書提出期限日	平成30年 2 月15日（木）
開札の日時	平成30年 2 月16日（金）午前 9 時
くじを行う場合の日時	平成30年 2 月16日（金）午後 2 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成30年 1 月22日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 2 号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年 1 月22日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
樺本北第11処理分区	小路町の一部

(平成30年 2 月 2 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 3 号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成30年 2 月 2 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 9 処理分区	勾田町の一部

(平成30年 2 月 2 日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 1 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成30年 2 月 2 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成30年 2 月 2 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 菊水工業(株)
代表者 菊澤 博起
住 所 大阪府吹田市津雲台 7-5-13

(平成30年 2 月 2 日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 3 号

平成30年2月

天理市公報

天理市指定給水装置工事事業者の指定について
平成30年2月2日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成30年2月2日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者
商号 (有) 新宮建設
代表者 山野上 堅二
住所 大阪府東大阪市吉原1丁目8-16